

令和5年度県民健康リテラシー推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公立大学法人福島県立医科大学健康増進センターが福島県から委託を受け健康教育動画コンテンツの制作等を行う令和5年度「県民健康リテラシー推進業務」において、円滑に業務を実施するために受託者を公募するに当たり、必要とする基本的な事項について定めるものである。

2 委託業務概要

(1) 業務名

令和5年度「県民健康リテラシー推進業務委託」

(2) 業務内容

別紙「県民健康リテラシー推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託業務期間

契約締結日より令和6年2月28日まで

(4) 委託契約上限額

4,230,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

この費用には、委託者との打合せに要する費用や、企画提案に基づく委託業務に係る全ての費用が含まれるものとする。

3 スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 令和5年6月19日（月） | プロポーザル公募開始日 |
| (2) 令和5年6月26日（月） | 質問書の受付期限（午後5時まで必着） |
| (3) 令和5年6月28日（水） | 質問回答予定日 |
| (4) 令和5年6月30日（金） | 参加表明書提出期限（午後5時まで） |
| (5) 令和5年7月12日（水） | 企画提案書等提出期限（午後5時まで） |
| (6) 令和5年7月18日（火） | プロポーザル書面審査会（予定） |
| (7) 令和5年7月24日（月） | 書面審査結果の通知（予定） |

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中ではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中ではないこと。

- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 本学及び福島県から工事若しくは製造の請負、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 法人等又はその役員（法人でない団体に代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）
- イ 役員等に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
- ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
- エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
- オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
- (8) 役員等が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者。
- イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (10) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）第3条第1項の規定に該当しないこと。
- (11) 過去5年以内に、本委託業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できるものであること。

5 実施要領等の入手方法

実施要領及び各種様式等は、公立大学法人福島県立医科大学の公式ホームページから取得すること。

6 質問書の受付

質問については、以下により行うものとする。

(1) 受付期限

令和5年6月26日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

令和5年度「県民健康リテラシー推進業務委託」に関する質問書（様式第1号）により、健康増進センターに郵送、持参、電子メール又はFAXにより提出すること。

件名は「【質問】県民健康リテラシー推進業務委託」とし、電子メール、FAXによる送信後は電話にて着信の確認をすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和5年6月28日（水）までに公立大学法人福島県立医科大学公式ホームページで公表する。なお、個別の回答は行わない。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下のとおり書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出書類

令和5年度「県民健康リテラシー推進業務委託」公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和5年6月30日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(4) 提出方法

参加表明書（様式第2号）を郵送、持参、電子メール又はFAXにより提出すること。件名は「【参加表明書】県民健康リテラシー推進業務委託」とし、送信後、電話にて着信の確認をすること。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ その他企画提案を説明するのに必要な書類

ウ 見積書（原本1部、企画書にコピーを添付）

エ 会社概要（様式第3号）

その他会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

オ 業務実施体制書（様式第4号）

カ 過去5年以内に大学、公的機関等における本委託業務類似業務を受託した実績一覧（様式第5号）

キ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和5年7月12日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。また、電子媒体一式を「14 問合せ先及び各種書類の提出先」記載のメールアドレスに送付すること。

(5) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

9 企画提案書の内容

企画提案書は、別紙1「県民健康リテラシー推進業務委託仕様書」に基づき、別紙2「企画提案書作成要領」により作成すること。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

キ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

企画提案書に要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提案書を提出した後に提案を追加することは認めない。

エ 契約の相手方の決定後、契約対象となる業務内容は、企画提案書の記載内容に拘束されるものではないものとする。

オ 仮に、企画提案書の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能だが、実施できなかった場合には業務実施不可能となるので、委託料が減額となることがある。

11 審査方法

(1) 選定方法

業務委託候補者の選定は、本学に所属する教職員による審査委員によって実施する。

企画提案書について、別表の審査基準及び配点に基づき、個別の評価項目ごとに評価・採点を行い、その合計点数が最も高い企画を提案した者を最優秀企画提案者として選定する。

なお、同点で最高得点を獲得した者が複数ある場合は、見積書を比較し、最も低い見積額を提示した者を選定する。また、公募型プロポーザル参加者が1者のみであった場合においても審査を実施し、本業務を委託するに相応しいか否かを評価する。

(2) 審査結果通知

審査結果については、令和5年7月24日（月）を目安に各プロポーザル参加者に郵送によ

り書面で通知する。

なお、最優秀企画提案者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

12 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書等の取扱いは次の各号による。

- (1) 提出のあった企画提案書等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等は審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (3) 提出のあった企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する場合は、企画提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

別表（審査基準及び配点）

審査項目	評価の視点	配点
業務理解等 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的や業務内容の趣旨を正しく理解しているか。 ・本学と協力し、より優れた動画コンテンツを制作する意欲を有しているか。 	15点
業務遂行能力等 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行するための十分な実施体制が確保されているか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に本業務と類似する動画コンテンツの制作の実績等を有し、適切な業務遂行が見込まれるか。 	10点
企画提案内容 (60点)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進センターが講師と事前協議の上、作成したシナリオに基づき、絵コンテ等を作成するなど、適宜対応を行い、効果的な動画コンテンツの制作が期待できる提案となっているか。 	20点
	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影した映像（音声はマイク使用）の加工や編集、アニメーション、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の円滑な編集作業が期待できる提案となっているか。 	20点
	<ul style="list-style-type: none"> ・動画コンテンツの効果的な広報原稿を作成するための提案があったか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑かつ確実に実施できる工程（スケジュール）となっているか。 	10点
見積内容 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容及び業務量に応じた適切な費用積算となっているか。 	5点
審査点	合計	100点

13 契約の締結等

- (1) 審査委員により選定された最優秀企画提案者を業務委託予定者として、公立大学法人福島県立医科大学会計規程第17条及び契約細則第31条に基づき契約交渉を行う。
- (2) 企画提案書の内容に沿って協議を行い、仕様を確定した上で契約を締結する。採用した企画提案内容を一部変更する場合がある。
- (3) 契約金額は協議結果による仕様書に基づき、改めて随意契約により業務を委託するための見積書を徴取し、決定する。
- (4) 業務委託予定者との協議が整わない場合または契約を辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。
- (5) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

14 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-1295

福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 健康増進センター（担当：関、田淵）

電話：024-547-1788

FAX：024-547-1789

E-mail：kenzouc@fmu.ac.jp